徳島県公安委員会規則第７号

放置違反金等の徴収及び還付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年５月26日

徳島県公安委員会委員長　　米　　澤　　和　　美

放置違反金等の徴収及び還付に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金等の徴収及び還付に関する規則（平成18年徳島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式第１号から別記様式第３号までの規定中「金融機関」を「とおり」に改める。

別記様式第７号中「記載の金融機関」を「記載のとおり」に、「により上記場所の金融機関の窓口で」を「の裏面に記載している方法により」に改める。

別記様式第８号中「金融機関」を「とおり」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。